

消食表第 532 号

平成 28 年 8 月 9 日

国税庁次長 殿

農林水産省消費・安全局長 殿

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

消費 者 庁 次 長

(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）に基づく製造所固有記号制度については、平成 28 年 4 月 1 日に施行されたところです。本制度施行後、本制度における業務用加工食品及び業務用添加物の製造所固有記号の取扱いについて事業者から問合せを受けたことから、食品表示基準の解釈として明確化するため、「食品表示基準について」（平成 27 年 3 月 30 日付け消食表第 139 号消費者庁次長通知）の一部を改正しました。

また、食品表示法（平成 25 年法律第 70 号）施行後における事業者等からの問合せを受け、食品表示基準の解釈として本通知に明確化すべきと判断した点等についても併せて別紙新旧対照表のとおり改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。